

レンタルボート利用規則及び申込書

廿日市市木材港 4 番 30 号
有限会社 サブマリン
TEL 0829-32-5767

(1) ボートの利用について

- ① ボートの申し込みに対しその承諾が得られた時は、その営業期間中この規則に従い、ボートを利用することができます
ただし、
 - ・申し込み時点にすでにボート予約がなされている時
 - ・管理運営上ボートの点検・補修・改造が必要な時その他弊社が別に定める時は この限りではありません。
- ② ボート利用に際しては、ボートを操縦する事ができる海技免許を携帯し、弊社係員に提示しなければなりません。
- ③ ボート利用に際しては、弊社の係員のボート操縦方法等の説明を聞きその指示に従うものとします。
- ④ ボートを利用した時は 弊社規定料金を支払うものとします。
レンタルボート利用料金
平日 8 千円 土日祝日 1 万円 プラス燃料代
と致します。 尚 燃料持参の場合はレンタル料金のみとします。
- ⑤ レンタルボートの利用時間は 9 時から 17 時までと致します。
- ⑥ 予告なく予約をキャンセルした場合はキャンセル料金を支払うことと致します。

(2) 事故の責任

- ① 弊社は、ボートの利用に際し生じた事故により利用者が被った損害については ③項の 保険会社により保障された範囲を除き、一切の責任を負いません。
ただし、弊社に故意または明らかに過失があったときは、この限りではありません。
- ② ボート利用に際し その責に帰すべき事項により、弊社 マリーナまたは第三者に対し損害を与えた時は、③項の 保険会社により保障された範囲を除き、利用者はその賠償の責を負うものとします。
- ③ 前二項の損害を補償するため、弊社は ボート利用に際し賠償責任保険 搭乗者保険及び操作救助費用保険に加入します。
なお 免責額その他保険により補償されない損害については利用者負担とします。

(3) 救命胴衣の着用

- ① 船舶職員及び小型船舶操縦者法により、救命胴衣着用が義務付けされています。
安全確保のため、船長及び同乗者は救命胴衣を着用してください。

(4) 利用の制限

- ① 弊社は、予約申し込みを承諾した時といえども 悪天候 故意その他の理由により、ボート利用が不可能である時は、その利用を制限する事ができます。

- ② 弊社は、天災地変 法令の制度改廃 行政指導 その他やむを得ない事由がある時は、ボートの利用を制限する事ができます。
- ③ 前二項の場合、利用者は弊社に対し、保障その他何らの請求・異議申し立てをする事ができません。

(5) 営業的利用の禁止

- ① 利用者は、ボート貸付業、遊覧船事業その他自己の営業の一環としてボートを利用してはいけません。

レンタルボート利用申込書

有限会社 サブマリーン 宛

令和 年 月 日

私はレンタルボート利用規則に法り 下記の通り申し込みます。

申込者住所			
氏名			印
携帯 ☎		海技免許番号	
利用日時	令和 年 月 日	乗船人数	人
利用海域			
同乗者 氏名	年齢	同乗者住所	